

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

- 収納事務の委託

生活衛生課

- 土地改良事業の施行認可

耕地課

- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

- 道路の区域変更

道路整備課

【公告】

- 県営土地改良事業換地計画の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課
建築指導課

【人事委員会】

- 岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

人事委員会

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年十月十三日

指定した医療機関

名称

湯郷薬局

アイ薬局

所在地

美作市湯郷九一五―一二

笠岡市五番町五一

指定年月日

令和五年九月一日

令和五年九月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

エスマイル薬局 立脇店

浅口市鴨方町深田九九〇―四

令和五年十月一日

エスマイル薬局 鶴山店

津山市川崎一七五六―三二

令和五年十月一日

◎岡山県告示第五百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

二の手数料の収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）に基づくと畜場の設置の許可の申請に対する審査及び獣畜のとさつ又は解体の検査並びに岡山県証明事務手数料条例（昭和三十一年岡山県条例第五号）に基づく県が行う証明事務に係る手数料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

津山市国分寺九番一号

一般社団法人津山食肉処理公社

四 委託を受けた事務を行う場所

津山市国分寺九番一号

一般社団法人津山食肉処理公社内

五 委託の期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

錦西14樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦六区東横6樋門

六間桜川交差樋門

西七区3番2

西七区支線114号

西七区8号樋門

北七区支線14号

北七区支線22号

北七区支線76号

沖4番川樋門

宗津西町4番川

川張潮廻し2号樋門

三

認可年月日

令和五年十月三日

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

◎岡山県告示第五百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 児島加入区

◎岡山県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米建部線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市宮尾字浜五二番一地先から 津山市宮尾字浜二〇番地先を経て 津山市宮尾字浜一二番一地先まで	新	一〇・五 二一・七	三〇二・二
津山市宮尾字浜五二番一地先から 津山市宮尾字浜一二番一地先まで	新	一二・〇 三六・〇	一九九・五
津山市宮尾字浜五二番一地先から 津山市宮尾字浜一二番一地先まで	旧	一二・〇 三六・〇	一九九・五

〔五一五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名
矢掛地区 毎戸工区
- 二 縦覧に供する書類
換地計画書
- 三 縦覧の期間
令和五年十月十三日から同年十一月三日まで
- 四 縦覧の場所
矢掛町役場

〔五一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字三軒屋二一六九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島三―三五ラファイ―ネT M C棟二〇一

高山 海

高山 晴菜

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月十四日岡山県指令建指第七八号

◎岡山県人事委員会規則第四十五号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月十三日

岡山県人事委員会委員長

安 田 寛

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則
のように改正する。

一 第十六条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、
第一号の次に次の一号を加える。

二 寒冷地手当

附 則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。